

1 「空き家バンク」について

①空き家バンクへの登録推進

平成30年中においては、空き家等実態調査で所有者が判明しており、かつ倉庫等としても使用していない物件所有者101名に別紙パンフレットおよび空き家バンク登録申請書を郵送した。

結果として、平成30年末時点で13件の申し込みがあった。

また、市報等での広報により5件の申し込みがあった。

累計は以下のとおり。

平成30年末時点での空き家バンク登録状況

H30 (H30. 4. 1～)		これまでの実績 (含むH30)	
H30新規登録件数	売買・賃貸 成約件数	登録延べ件数	売買・賃貸 延べ成約件数
21	3	36	11

②空き家バンク利用者に対する支援の充実

平成30年6月22日より、転入者が空き家バンク登録物件へ入居する場合のリフォーム等の補助を開始。

市内業者を利用したリフォームや荷物のかたづけなどに利用でき、費用の1/2 (最大50万円) を補助。

補助制度創設後、平成30年12月末に空き家バンクで1件の成約があり、転入予定者のため入居に向け相談があっている状況。

③不動産関係団体との連携強化

佐賀県宅地建物取引業協会杵藤支部に調査業務およびアドバイスを委託している。

平成30年末の実績で2軒の調査を行ってもらっている。この2軒については隣接しており、1軒ずつでは売買が難しいとのアドバイスを受け、2軒を1件としてまとめ空き家バンクに掲載している。

④その他

空き家、空き店舗、空き事業所に加え、平成30年9月21日より「空き地」についての取り扱いを開始。老朽化が進んだ建物を取り壊した跡地についても、空き家バンクに掲載し流通しやすくする。取り壊しに対するインセンティブの一つとして働くことを期待。

しかし、現在のところPR不足もあり、空き地についての取扱いは0件。

空き家を活用した「お試し移住施設」については、改修等の必要の少ない物件を借りる方向で検討中であるが、予算および運営に関するマンパワーの確保が課題となっている。